

平成25年度京丹波町中学生国際交流事業 ニュージーランド派遣旅行企画業務 仕様書

京丹波町教育委員会が実施する「平成25年度京丹波町中学生国際交流事業 ニュージーランド派遣旅行企画業務」について、下記のとおり履行するものとする。

1 目的等

京丹波町立中学校と英語圏の中学生との相互交流により、中学校における国際理解を推進するとともに、国際化・情報化時代に対応できる幅広い国際感覚を身につけた人材の育成を図ることを目的に、ニュージーランド タイエリ・カレッジに派遣する。

2 概要

下記のとおり本町中学生をニュージーランドに派遣し、現地で交流を図る。

- (1) 派遣予定期間 平成25年8月3日(土)～8月12日(月) 10日間
現地交流予定期間 平成25年8月4日(日)～8月11日(日) 8日間
- (2) 派遣人数(最大) 京丹波町立中学校に通学する中学生6名及び引率者2名 計8名
- (3) 交流先 ニュージーランド タイエリ・カレッジ(ダニーデン市)
- (4) 訪問内容 現地でのホームステイと交流(現地主催)

※ 派遣期間等については、平成25年2月現在の飛行機時刻表をもとに作成しているため、航空会社による時刻変更、悪天候、戦争、テロ及び発注者の事情等により変更の可能性があるが、その際は発注者の指示に従うものとする。

3 業務の内容

- (1) 交通輸送機関の手配(飛行機の国際線、ニュージーランド国内の国内線)
- (2) 宿泊施設の確保(国際線出発地内でのニュージーランド国内のホテル)
*航空便の就航日程により、早朝の出発に備えて前泊の場合。
- (3) 日本国内及び現地対応
 - ①搭乗手続き及び現地乗り継ぎのサポート
 - ②移動手段の確保(ニュージーランド国内:空港～ホテル 他)
 - ③ニュージーランド国内のホテル近郊での現地視察等サポート
※ホテルについては、飛行機時刻表により不要の場合はその旨を記載すること。
- (4) 事前説明会における派遣生と保護者への説明・案内等
 - ①事前説明会 2回程度を予定(派遣生決定後、出発直前)

4 提出を求める書類

A 入札参加申請時

- (1) 旅行業の登録を証する書類の写し
- (2) 本件同様の企画旅行の業務実績を証明する書類。ただし、本町又は他の公共団体主催の中高生の海外派遣旅行企画に限る。: 契約書等の写し

B 入札時

(1) 経費概算見積書（様式適宜） *別添「見積額（明細）」参照

記載項目 ※いずれの項目も個人単価と人数分合計額を明記すること。

- ①旅費合計額
 - ②航空券代（国際線）
 - ③航空券代（ニュージーランド国内線）
 - ④海外諸税（ニュージーランドの空港税）
 - ⑤燃油サーチャージ
 - ⑥旅客保安料
 - ⑦空港施設使用料（日本国内）
 - ⑧手配手数料
 - ⑨ホテル宿泊代（引率者：シングル2室、派遣生：ツイン3室）※スタンダード
 - ⑩ホテルのグレード
 - ⑪ニュージーランドドル為替レート（4月1日現在）の表示
 - ⑫ニュージーランド内の支店等の連絡先
 - ⑬その他 上記項目以外に必要な項目
- ※⑨及び⑩について、飛行機の時刻表により不要の場合はその旨を記載すること。

(2) 日程表（利用する航空便及びホテルの表示）：任意様式

C 契約時

(1) 企画書（様式適宜）

記載項目

- ① 本件業務につき旅行会社として取り得る事務局体制（搭乗手続き等のアテンド通訳も含む）と実施方法
- ② 緊急時の体制、リスク管理
- ③ 実施までの想定業務及びスケジュール
- ④ 海外旅行個人保険について（保険会社明記）等

(2) 会社概要

(3) その他 本企画に必要と判断した書類

5 参加資格

- (1) 旅行業法第3条に基づく観光庁長官登録の旅行業者であり、第1種、第2種又は第3種旅行業者の登録のある旅行業者とする。
- (2) 近畿2府4県に主たる営業所(本店) 又は入札契約等の権限を委託された支店・営業所等の営業拠点を有する旅行業者であること。

6 留意事項

- (1) 交通輸送機関は最も経済的で合理的な経路であるものとする。
- (2) 派遣生にとって安全で快適な移動手段であるものとする。

- (3) 交通機関の確保にあたっては、下級の運賃とし、派遣生の座席を同一行程で確保するものとする。
- (4) 上記、(1)～(3)に沿って手配しようとする交通輸送機関について、変更等が必要となった場合には、下記のとおりとする。
 - ① 速やかに、上記(1)～(3)に沿った代替交通輸送機関を確保するものとする。
 - ② 代替交通機関を手配する際は、事前に発注者と協議すること。但し、派遣の途中において変更の必要性が発生した場合で、派遣生の生命及び財産への急迫した危険を避けるために止むを得ない場合はこの限りでない。
 - ③ 代替案を実施した場合は、速やかに発注者に報告すること。
- (5) 本件は、契約の準備行為として行うものであり、予算議決が得られなかった場合は、契約を締結しない。
- (6) 本交流事業の安全かつ円滑な実施が危ぶまれる時は発注者の判断により中止する場合もある。
- (7) 旅行業者は、管理できない事由（為替レートの変動や燃料価格等の著しい上昇下落、航空会社の示す運賃・日程の変更等）が生じた場合は、発注者と協議の上、契約を変更できるものとする。
- (8) 発注者は、予定参加者人数に変更が生じた場合は、旅行業者と協議の上、契約を変更できるものとする。
- (9) 為替レートの設定日は、平成25年4月1日現在とする。

7 その他

- (1) 本仕様書について定めのない事項、疑義が生じた場合又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合は、発注者と受託者間で協議の上定めるものとする。
- (2) 本業務上知り得た行政及び個人の情報に関する秘密を町の許可なく他に利用し、又は第三者に漏洩・複写・閲覧・譲渡等してはならない。

以上